

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟 RI 使用施設における統括管理）に係る面談
2. 日時：令和4年5月9日（月）11時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階1F会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
竹内室長、正岡管理官補佐、松田室長補佐、横山係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、1F敷地内で JAEA が運用する放射性物質分析・研究施設第1棟の統括管理に関する考え方について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 当該施設は、1F敷地内で JAEA が運用する RI 管理区域を有する施設であり、RI 法に基づく申請は JAEA が実施している。
  - JAEA は東京電力からの委託や請負で業務を実施しているものではない。
  - 一方で、当該施設は特定原子力施設にも該当するため、特定原子力施設の設置者である東京電力においても保安管理が必要である。
  - また、当該施設より排出される RI が添加された放射性廃棄物は、一元的に東京電力が実施することとなっている。
  - これらのことから、実施計画に東京電力の統括管理について明記することを考えているが、炉規法及び RI 法管理下における施設であるため、炉規法に基づく実施計画の変更は、その旨を記載するとともに、東京電力が管理する旨を明確化することを考えている。
  - なお、RI 法に基づく JAEA の管理内容と炉規法に基づく東京電力の管理内容に異なる部分が発生するが、これらは双方の管理マニュアルにおいて明確化するとともに、取決め書で整理した上で管理することを考えている。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を行った。
  - 東京電力と JAEA の管理方法に係る異なる部分を取決め書で整理した上で管理するとのことであるが、まずは、東京電力と JAEA の管理方法について対比表を作成し、異なる部分を明確化すること。
  - それらを踏まえた上で東京電力が統括管理する内容を実施計画へ反映すること。
- 東京電力から、コメントについて検討の上、適切に対応する旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- RI 使用許可申請スケジュール及び統括管理について

以上